

報道関係者各位

令和7年8月26日

山梨県総合県民支援局

働く人・働き方支援課

課長 奈良 知也

電話 055-223-1561 (内線 4800)

## 働き方改革に取り組む企業を募集します！ ～「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」応募受付開始～

山梨県では、「働き方改革」の普及啓発や意識の醸成を図るため、働きやすい職場環境づくりや育児・介護等に関する支援、多様な人材の活用などに積極的に取り組む企業等を表彰する「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」を実施しています。

このたび、令和7年度の応募受付を開始し、県内で働き方改革に取り組む企業等からの申請を受け付けています。報道関係者の皆さんにおかれましては、広く周知いただきますようお願い申し上げます。

**1 表彰対象** 山梨県内に本社を有する企業等

**2 応募方法**

- ・自薦、他薦のいずれでも可
- ・応募の単位は、原則、企業単位とするが、同一企業内に山梨県内に所在する複数の事業所がある場合には、労働の態様、事業種別、場所、建物、会計等から一定の独立性が認められるものは、事業所単位での応募が可能
- ・申請書類を郵送又は持参、及び電子メールにより提出

**3 応募期間** 令和7年8月26日（火）～10月10日（金）

**4 表彰の種類** 優秀賞 数社 優良賞 数社 奨励賞 数社  
(令和6年度 応募27社 優秀賞8社 優良賞7社 奨励賞12社)

**5 選考方法** 選考委員会の選考に基づき、知事が決定

**6 選考基準**

- ① 働きやすい職場環境づくりの取り組み
- ② 出産・育児・介護に関する支援への取り組み
- ③ 多様な人材の活用への取り組み
- ④ 働き方改革に関する県及び国の認定・宣言等への取り組み
- ⑤ 他の参考となる特筆すべき取り組み

**7 被表彰企業のインセンティブ**

- ① 県ホームページ（やまなし就職応援ナビ）によるPR
- ② SNSによる受賞企業・取り組み事例の情報発信
- ③ 県制度融資「成長やまなし応援融資」の対象（貸付利率等の優遇）
- ④ 県主催合同就職面接会参加時にPR

**8 今後のスケジュール（予定）**

12月 審査

翌1月 表彰

※詳細は、別添チラシをご覧ください。



# 第7回 YAMANASHI ワーキングスタイル アワード

「働き方改革」に  
取り組む企業を表彰します！



山梨県では、  
働きやすい職場環境づくりや育児・介護等に関する支援、  
多様な人材の活用などを  
積極的に進めている企業等を表彰することで、  
その取り組み内容等を優良事例として広くPRし、  
**「働き方改革」**の普及啓発や意識の醸成を図ります。



## 受賞特典



詳細はこちらから

- ・県ホームページ（やまなし就職応援ナビ）によるPR
- ・SNSによる受賞企業・取り組み事例の情報発信
- ・県制度融資「成長やまなし応援融資」の対象（貸付利率等の優遇）
- ・県主催合同就職面接会参加時にPR



応募締切 2025年10月10日 金

お申し込み方法の詳細は  
裏面及び県ホームページを  
ご覧ください

## お問い合わせ・お申し込み

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当  
住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 TEL:055-223-1561  
E-mail:hataraku@pref.yamanashi.lg.jp FAX:055-223-1516

## 応募要件

※企業等とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人をいいます。

- (1) 山梨県内に本社を有する企業等※及び当該企業を構成する事業所で一定の要件を満たすもの。
- (2) 以下の全てに該当すること。
  - ① 自己点検票（様式2）に掲げる項目（1～27）のうち、該当する項目が3割（9項目）以上であり、かつ障害者雇用率等、企業等の規模に応じて必須となっている項目全てを実施していること。
  - ② 過去3年間に労働関係法令等に関し、重大な違反がないこと、その他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
  - ③ 過去に、YAMANASHI ワーキングスタイルアワードの優秀賞を受賞していないこと。

## 応募期間

令和7年8月26日（火）から令和7年10月10日（金）まで

## 応募について

- ・企業等からの応募または団体による推薦とします。
- ・応募の単位は、原則、企業単位としますが、同一企業内に山梨県内に所在する複数の事業所がある場合には、労働の態様、事業種別、場所、建物、会計等から一定の独立性が認められるものは、事業所単位での応募が可能です。

## 提出書類

- ① 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」申請書（様式1）
  - ② 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」自己点検票（様式2）
  - ③ 「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」に係る法令遵守状況等に関する状況確認承諾書（様式3）
  - ④ 就業規則等の写し（該当箇所の抜粋も可。労働基準監督署の受付印があるものに限ります。）
  - ⑤ 働き方改革の取り組みがわかる社内外の記事、パンフレット、写真、その他参考資料等
- ※様式は、県働く人・働き方支援課ホームページからダウンロードできます。  
[https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/chijihyouseyou\\_bosyu.html](https://www.pref.yamanashi.jp/hataraku/chijihyouseyou_bosyu.html)
- ※団体による推薦の場合は、推薦書（様式4）と上記②～⑤をご提出ください。
- ※提出書類は、**A4サイズ・片面印刷**で作成し、提出してください。

## 様式2 自己点検票について

⇒紙媒体での提出に加え、**メールにより「電子データ（Word形式）」のご提出もお願いいたします。**

【提出先アドレス】 hataraku@pref.yamanashi.lg.jp

## 提出方法

下記提出先へ、**郵送または持参により**提出してください。

※持参の場合の受付は、平日（月～金）の8:30～17:15となります。

土日祝日の受付は行っておりません。

※郵送の場合は、**令和7年10月10日（金）**に下記提出先必着です。

【提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1  
山梨県総合県民支援局 働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当

## 選考及び決定の方法

「YAMANASHI ワーキングスタイルアワード」申請書及び自己点検票等を基に必要に応じて聞き取り調査等を実施した上で、選考委員会の選考に基づき、知事が決定します。

## 被表彰者の発表と表彰式

- ・令和7年12月にプレスリリースとともに、県のホームページで公表し、翌年1月に表彰式を開催する予定です。
- ・また、優秀賞受賞企業には、翌年度以降開催の働き方改革セミナー等で取組事例を発表していただく予定です。